

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一七二 (略) 七十三 (略) 一七二 (略) 七十三 (略) 第十四条第十三項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。） 第十四条第十四項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。） 七十四九十二 (略)</p> <p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一七二 (略) 七十一 (略)</p> <p>(一) (略) (二) 土地改良法第五条第六項（第四十八条第九項、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項及び第十八項（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十九条第四号及び第七十五号の二の二第五号の規定による地区編入の承認（換地処分及び寄附譲与を伴わない事業に係るもの）に限り、広島市以外に所在する財産のうち、市町道若しくは準用河川の用に供されているもの又は河川、湖沼その他の水流若しくは水面又は道路等で、河川法、道路法等の公共物の管理に</p>	<p>(保健所長への委任) 第九条 (略) 一七二 (略) 七十三 (略) 一七二 (略) 七十三 (略) 第十四条第十五項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。） 第十四条第十六項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。） 七十四九十二 (略)</p> <p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一七二 (略) 七十一 (略)</p> <p>(一) (略) (二) 土地改良法第五条第六項（第四十八条第九項、第八十四条、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項、第八十七条の二第十項、第八十八条第六項、第九十六条の二第七項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第六十九条第四号の規定による地区編入の承認（換地処分及び寄附譲与を伴わない事業に係るもの）に限り、広島市以外に所在する財産のうち、市町道若しくは準用河川の用に供されているもの又は河川、湖沼その他の水流若しくは水面又は道路等で、河川法、道路法等の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに係るもの及び広島市内に所在する財産に係るものを除く。）</p>

<p>関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに係るもの及び広島市内に所在する財産に係るものを除く。</p> <p>(三) (略)</p> <p>七十二―百十一 (略)</p>	<p>(三) (略)</p> <p>七十二―百十一 (略)</p>
--	-----------------------------------

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一一二―二二 (略)</p> <p>二三三 (略)</p> <p>(一)―(四) (略)</p> <p>(五) 第二十四条の二第二項の規定による水防管理者等への通知及び一般への周知</p> <p>(六) 第二十九条の規定による居住者等に対する指示</p> <p>(七)・(八) (略)</p> <p>二四―百十一 (略)</p>	<p>(建設事務所長への委任)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一一二―二二 (略)</p> <p>二三三 (略)</p> <p>(一)―(四) (略)</p> <p>(五) 第二十九条の規定による居住者に対する指示</p> <p>(六)・(七) (略)</p> <p>二四―百十一 (略)</p>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和八年五月二十九日